

八幡平市平館（栴沢）地区最終処分場測量業務委託

特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、「八幡平市平館（栴沢）地区最終処分場測量業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

- 2 本特記仕様書以外の事項については、岩手県県土整備部制定の「測量業務共通仕様書」（平成27年10月1日）に基づき行うものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、現況平面図等（1/500）の作成を目的とする。

第3条 業務の概要

- 1 名称 八幡平市平館（栴沢）地区最終処分場測量業務委託
- 2 場所 岩手県八幡平市平館地内
- 3 業務内容 2～4級基準点測量、3級水準測量観測、現地測量、路線測量

第4条 関係法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、以下の関係法令・規定に準拠するものとする。

- 1 測量法（昭和24年法律第188号）
- 2 岩手県公共測量作業規定（平成25年度以降適用）
- 3 測量業務共通仕様書（岩手県県土整備部 平成27年10月1日以降適用）
- 4 岩手県財務規則及び契約約款
- 5 その他関係法令等

第5条 履行期間

委託期間は、平成29年3月24日までとする。

ただし、平成28年7月15日までに地形図（実測図）の提出を求めるものとする。

第6条 業務内容

- 1 基準点測量
 - (1) 2級基準点測量 N=4点
 - ・作業計画
 - ・選点
 - ・観測
 - ・計算整理

(2) 基準点設置 地上埋設 (普通) N= 4 点

(3) 3級基準点測量 N= 5 点

- ・作業計画
- ・選点
- ・観測
- ・計算整理

(4) 基準点設置 地上埋設 N= 5 点

(5) 4級基準点測量 N= 5 0 点

- ・作業計画
- ・選点
- ・観測
- ・計算整理

2 水準測量

(1) 3級水準測量観測 L= 4 km

- ・作業計画
- ・選点
- ・観測
- ・計算整理

(2) 水準点設置 地上埋設 N= 2 点

- ・選点
- ・設置
- ・整理

3 地形測量

(1) 現地測量 (S=1/500) A=0. 8km²

- ・作業計画
- ・細部測量
- ・数値編集
- ・数値地形図データファイルの作成
- ・成果等の整理

4 路線測量

(1) 作業計画 N= 1 業務

(2) 現地踏査 L=3. 5km

(3) 中心線測量 測点間隔 20m L=3. 5km

- ・中心点座標計算
- ・測定設置
- ・線形地形図の作成
- ・点検整理

(4) 仮BM設置測量 L=3. 5km

- ・測定設置

- ・ 計算
- ・ 点検整理
- (5) 縦断測量 L=3.5km
 - ・ 観測
 - ・ 縦断面図作成
 - ・ 点検整理
- (6) 横断測量 (測量幅 250m以上～300m未満) 測点間隔 10m L=1.5km
 - ・ 観測
 - ・ 断面図作成
 - ・ 点検整理
- (7) 横断測量 (測量幅 45m以上～75m未満) 測点間隔 10m L=2.0km
 - ・ 観測
 - ・ 断面図作成
 - ・ 点検整理

第7条 打合せ協議

打合せ協議の回数は以下のとおりとするが、その他必要が生じた場合はその都度協議するものとする。

なお、打合せ協議の後には、打合せ簿を提出し職員の承認を受けなければならない。

- ・ 業務着手時打合せ 1回
- ・ 中間打合せ 5回
- ・ 成果品納入時打合せ 1回

第8条 主任技術者

本業務の主任技術者は、測量士の資格を有すること。

第9条 諸手続き

本業務の遂行のために必要となる諸手続きは、相互協議の上、迅速に対処するものとする。

第10条 機密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏洩してはならない。

第11条 貸与品

本業務を遂行するために必要な下記の資料について受注者に貸与する。

- 1 八幡平市平館（柵沢）地区航空写真図化業務委託 平成27年度成果品 1式
- 2 その他必要資料 1式

受注者は、貸与された資料の取扱いに十分注意し、破損・汚濁することなく、業務完了後速やかに返却しなければならない。

第 12 条 成果品

本業務の成果品は、電子データ（CD-R）2部及び紙成果品1部とする。
詳細については、別添「電子納品特記仕様書[業務]」によるものとする。

第 13 条 疑義・その他

本仕様書の内容及び明示のない事項等について、その解釈に疑義が生じた場合、あるいは、やむを得ない事情等により既に承認された作業計画等を変更する場合、受注者は発注者と十分な協議を行った上でその指示に従わなければならない。

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(○) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。</p> <p>() 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------|

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面		○	
PHOTO	写真		○	
SURVEY	測量		○	
BORING	地質		○	

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体 (CD-R) で 2 部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

平成 年 月 日

様

受注者
住 所
氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル1)	部		平成 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：平成__年__月__日

- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1/○：__
 - ・2/○：__